参考様式

（令和5年10月1日現在）

事務処理フロー図

事　務　名	特定非営利活動に係る事業の確認
根拠法令	労働者協同組合法附則第20条第1項 （同条第4項において準用する場合を含む）

作成部署　産業労働局雇用就業部調整課組合管理担当　電話:03-5320-6215

標準処理期間計	60日

《事務処理フロー図》

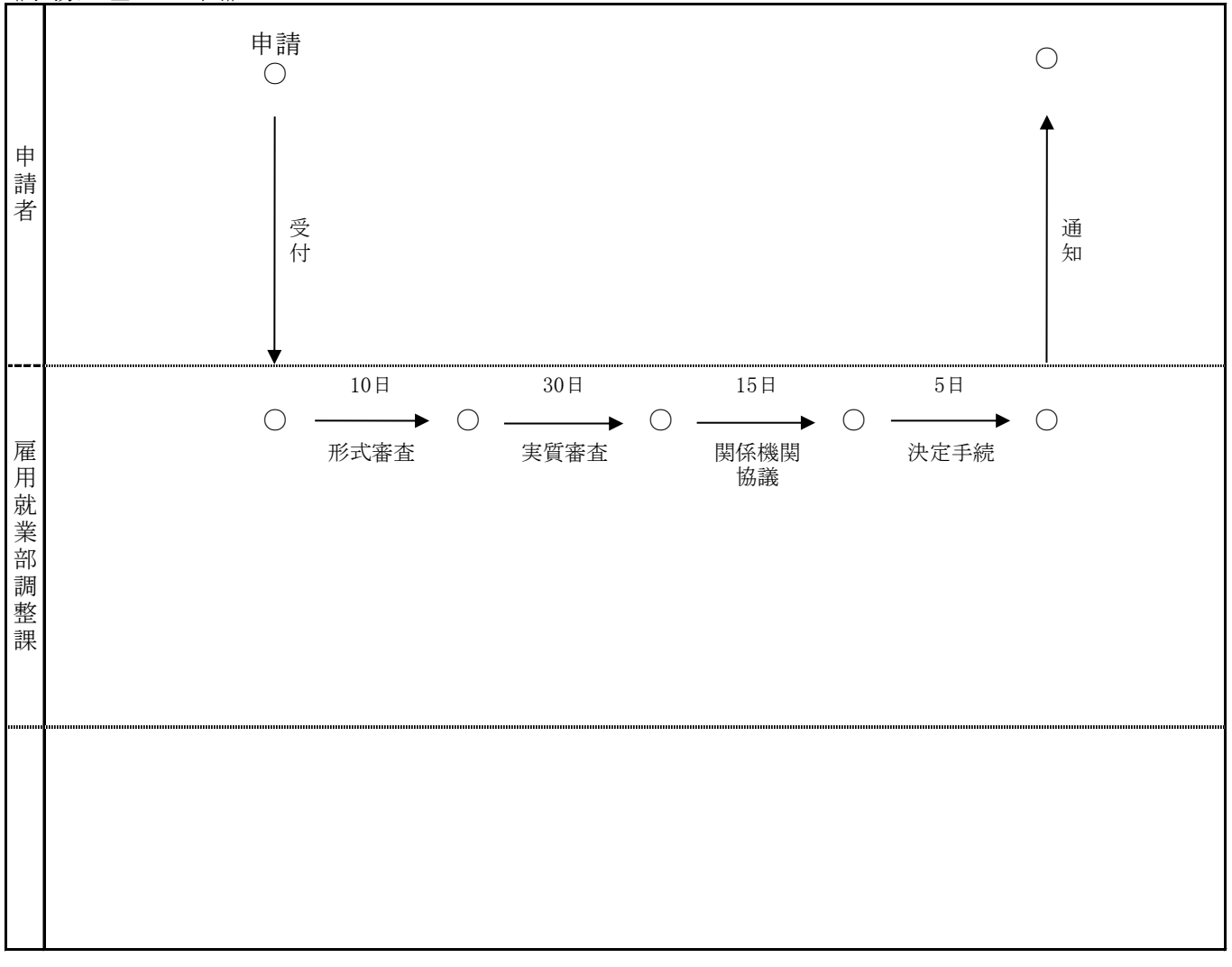

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について法令の要件を満たしているかどうかを審査します。
3	関係機関協議	要件を満たしているかについて関係機関と協議します。
4	決定手続	確認の内容について決定します。
5	通知	申請者に確認の結果を通知します。